専門業務型裁量労働制の適用を受けることに関する同意

下記の事項及び専門業務型裁量労働制に関し、使用者から書面で明示かつ説明を受けた事項を理解した上で、同制度の適用を受けることに同意します。

記

- 1 この同意をした上で、DXC テクノロジー・ジャパン株式会社と日本ヒューレットパッカード労働組合が労使協定で定めた新商品・新技術の研究開発、情報システム及びシステムコンサルタントの業務に就き所定労働日に勤務したときは、就業規則第55条に定める所定就業時間及び実際の労働時間に関わらず、1日9時間労働したものとみなす。
- 2 始業・終業時刻、休憩時間は、就業規則第55条に定める所定時刻及び同規則第56条に定める休憩時間を基本とするが、裁量労働制適用労働者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- 3 労働者が、休日又は深夜(22時から5時)に労働する場合については、あらかじめ所属長の 許可を得なければならないものとする。
- 4 労働者の健康と福祉を確保するため、以下の措置を講じる。
- (1) 会社は、勤怠管理システムを通して裁量労働従事者の労働時間を把握する。
- (2) 過残業状態が確認された場合は、過残業問診票を起票する。
- ②使用者は1の結果をとりまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。
 - (1) 定期健康診断とは別に特別健康診断を実施する。
 - (2) 年次有給休暇の取得を推進する。
- ③精神・身体両面の健康についての相談室を設置する
- 5. 以下の評価制度及び賃金制度を適用する。
- (1) 評価制度の内容

Global Performance Development Policy に基づいて評価を行う。適正な評価を経て、個人のパフォーマンスに応じた職務レベルに昇格降格をすることを実施する場合がある。

(2) 賃金制度の内容

基本給:年収の12分割

みなし手当:20時間分を支給

時間単価:月額基本給を160時間で除した額

深夜・休日労働: 社員給与規程に準ずる

6 同意の対象となる期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

ただし、対象期間内に人事制度変更等により、専門型裁量労働制の適用に関連した内容が変更になる場合は、この同意書における対象期間を短縮し、新たな制度下で改めて同意を得るものとする。

DXCテクノロジー・ジャパン株式会社 代表取締役社長 西川 望

同意します

日付:

氏名: